

6月23日～29日は男女共同参画週間です

◆男女共同参画社会とは

男性も女性もだれもが一人の人間として尊重され、互いに社会の対等な構成員として、共に個性と能力を発揮できる社会

【令和元年度男女共同参画週間キャッチフレーズ】

「男女共同参「学」「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

「学び」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現をめざしています。

内閣府男女共同参画局

【第3次笠松町男女共同参画プラン】

(計画期間:令和元年度～令和5年度)

男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本となるものです。平成25年度策定の第2次プランの期間終了に伴い、男女共同参画に関する県民意識調査の結果や笠松町男女共同参画推進懇話会の意見をもとに、昨年度改定を行いました。

男女共同参画社会基本法を踏まえて、次の3つの基本目標を掲げています。

基本理念

男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり

基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

男女共同参画意識に関する啓発活動、児童・生徒に対する男女平等教育、研修会や講座などの学習機会の提供により、生涯を通じて男女の性別を超えた人権尊重の意識を養います。

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる家庭・地域・労働環境の形成

女性の管理職登用の促進など政策・方針決定過程への女性の参画拡大を含め、男女共に働きやすい労働環境の整備、家事・育児・介護など男女が助け合う家庭生活の推進、町内会や防災分野における男女の積極的な協力促進など、日常のあらゆる場で男女共同参画の視点を大切にします。

基本目標Ⅲ 男女がともに認めあい、尊重しあえる社会の形成

DV防止対策をはじめ、あらゆる人権擁護の環境整備を行い、男女が心身ともに健康を保持しながら社会参加でき、高齢者や外国人にも暮らしやすい社会の形成に取り組みます。

プランの全文は町ホームページをご覧ください。

【問合先】総務課 ☎388-1111

あなたも出来る自殺予防のための行動

自殺の多くは、生活困窮や育児・介護疲れ、孤立、多重債務など、様々な要因が複雑に絡み合っ、心理的に追い詰められた結果、引き起こされると考えられます。個人としての問題だけでなく社会的要因も背景にあることから、その対策は社会全体で取り組まなければならない課題です。私たち皆が、自殺予防のために身近にできることを実践しましょう。

- ①気づき 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- ②傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- ③つなぎ 早めに専門家に相談するよう促す
- ④見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

【問合先】健康介護課 ☎388-7171